

令和8年度 世田谷区低所得世帯エアコン購入費等助成事業 F A Q

	No	質問	回答
対象者	1	支給対象者の要件とは。	①～④のすべてを満たす世帯の世帯主の方が対象です。 ①世帯員全員の住民税が非課税、または均等割のみ課税世帯であること。※ ②自宅に冷房機能を使用できる エアコンが1台もない世帯であること。 新規購入、または故障機の買い替えも対象となります。 ③生活保護を受給していない世帯であること。 ④申請時と購入時に世田谷の住民であること。※※ ※購入時の税情報で判定します。 ※※申請時とエアコン購入時の時点で世田谷区に住民票があること。
	2	いつ時点の住民税情報で判断するのか。	申請日により、対象年度が異なります。 ・申請日が令和8年6月30日以前の場合、令和7年度課税状況で判断します。 ・申請日が令和8年7月1日以後の場合、令和8年度課税状況で判断します。
	3	住民税の決定通知はいつ届くのか。住民税非課税対象でも通知は届くのか。	・令和7年度の住民税については、令和7年(2025年)1月1日に住民票のあった自治体の課税担当課、または勤務先等より、令和7年6月に各種通知が送付されております。(非課税の方には送付されません。) ・令和8年度の住民税については、令和8年(2026年)1月1日に住民票のあった自治体の課税担当課、または勤務先等より、令和8年6月に各種通知が送付されます。(非課税の方には送付されません。)
	4	住民税未申告だが助成の支給対象となるか。	住民税の課税対象になるような所得がない場合は、未申告の方でも対象となります。また、助成金申請後に申告により住民税が課税され、かつ、既に助成金を受領済みの場合は返還していただく必要があります。 なお、非課税の目安は扶養人数等により異なるため、課税課へお問い合わせください。
	5	課税基準日(前年1月1日)の住民登録地が世田谷区外であり、世帯全員が住民税課税対象になるような所得がないため未申告だった。その場合、支給対象となるか。	世帯全員が未申告の場合は、被扶養者をのぞく世帯員全員の非課税証明書が必要となります。課税基準日(前年1月1日)にお住まいだった自治体に住民税の申告をしていただき、当該自治体で非課税証明書を取得して、申請書に添付してください。 なお、非課税証明書の取得にかかる手数料は、ご自身のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
	6	他自治体で同様の助成を受けた場合は支給対象となるか。	令和8年度中に他自治体で同様の助成を受けた場合は対象外です。
	7	児童扶養手当を受給しているが、支給対象となるか。	住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯であれば、助成対象になります。児童扶養手当を受給していても、所得割課税世帯の場合は対象となりません。
	8	外国人も支給対象となるか。	国籍を問わず要件を満たせば対象となります。
対象機器	9	大家族で、常に人がいる部屋が2部屋以上ある。2台以上のエアコンを購入する場合、助成の対象となるか。	助成対象となるのは1世帯につき1台限りです。
	10	中古品は助成の対象となるか。	対象となりません。
	11	自宅の構造上、壁付けエアコンが取り付けられない。移動式のエアコンはどのようなものが助成対象となるか。	・工事不要で使える、室外機一体型の移動できるもの ・コンプレッサー式の、ダクトで窓などから屋外へ排熱するもの ・居室全体を冷却することができるもの 等が対象となります。そのため、冷風機は対象になりません。 判断に迷う場合は、メーカー・商品名・品番をご確認のうえ生活福祉課までお問い合わせください。
12	ネットショップで購入したエアコンも対象となるか。	以下のものが提出できる場合は対象となります。 ・購入金額、購入日、工事日、設置場所、品名・メーカー、品番、撤去費(故障の場合)、家電リサイクル料(故障の場合)が確認できる領収書・保証書等の写し	
対象額	13	今あるエアコンが壊れているので買い換えたいが、撤去費は助成対象となるか。	撤去費、家電リサイクル料、運搬収集費も対象となります。
	14	設置・撤去を業者ではなく、個人で行った場合の費用は助成対象となるか。	対象となりません。
	15	修理費は助成の助成対象となるか。	対象となりません。
	16	延長保証料は助成対象となるか。	対象となりません。

	17	ゼロエミポイントを使った後の購入代金は助成の対象となるか。	ゼロエミポイントを除いた金額が助成金上限額（10万円）以内であれば対象となります。 ・助成対象となる金額 = (購入代金 - ゼロエミポイント使用分) < 10万円
	18	ゼロエミポイントで払った分も申請額に含めてよいか。	ゼロエミポイントでの支払い分は助成対象になりません。実際に店舗や事業者を支払った金額が申請額となります。
	19	エアコン設置工事の際に発生し、工事事業者へ直接支払った追加料金は助成対象となるか。	発生した追加料金を含めた金額が助成金上限額（10万円）以内であり、かつ、工事事業者からの領収書があれば対象となります。
申請・交付決定	20	申請はいつまでできるのか。	令和8年10月30日（金）です。 なお、郵送の場合は10月30日（金）消印有効です。
	21	紙の申請書を送付してほしい。	区から送付いたしますので、せたがやコールへお電話にて申請書送付先のご住所と氏名をお伝えください。 なお、郵便事情によっては申請書の到着までに最大1週間程度お時間をいただきます。あらかじめご了承ください。
	22	対象者本人は非課税世帯のため助成金の対象となると思われるが、郵便物の管理が難しい。支給決定通知などを家族や代理人宛に送ってもらえるか。	対象者ご本人様の代わりに代理人申請をしていただければ、決定通知等を代理人の方のご住所に郵送することは可能です。 ・対象者ご本人様以外からの申請の場合は、ご本人様の委任が必要です。そのため、代理人申請書類をご提出ください。 ・代理人申請の場合は、郵送のみの受付となっておりますので、お手数ですが、区ホームページ (https://www.city.setagaya.lg.jp/) から代理人申請用の申請書類をダウンロードしてご申請ください。 ・ご希望であれば区から郵送で代理人申請書類をお送りしますので、せたがやコールまでご連絡ください。
	23	代理人になれるのはどのような人か。	以下の方が対象となります。 ・法定代理人（成年後見人・保佐人・補助人・親権者・未成年後見人） ・住民票上同世帯の方 ・住民票上別世帯の親族
	24	添付書類が揃わないと申請できないのか。	添付書類が不足している場合、審査ができないため助成することができません。 添付書類を揃えてからご申請ください。
	25	鉛筆や消せるボールペンで申請書を記入してもよいか。	鉛筆や消せるボールペンなど、訂正が容易にできる筆記用具は使用せず、記入内容を書き直せないよう、提出される申請書にはボールペンやペンを使用しての記入をお願いします。
	26	記入内容を書き換えたい。修正テープを使ってもよいか。	修正液、修正テープ等は使用できません。 間違えた部分に二重線を引き、訂正していただくようお願いいたします（訂正印は不要です）。
	27	申請書に押印は必要か。	不要です。
	28	交付決定通知書が届くまでにかかる日数を知りたい。	申請状況によって、申請書を受理してから2週間程度お時間をいただく場合があります。
	29	申請を取り下げたい。	速やかに生活福祉課へご連絡ください。
	30	エアコンを購入後、助成金の請求はどのように行うのか。	交付決定通知書に請求書、提出書類確認表、返信用封筒を同封し送付いたします。請求書に記入していただき、確認表に記載の添付書類を添えて返信用封筒にてご返送ください。 なお、送料は申請者の方のご負担となります。
	31	請求額のコピーは何を確認して記入すればよいか。	請求額とは、申請された方が店舗や販売店に実際に支払った金額です。その額が10万円を超える場合は「100,000円」、10万円以下の場合は支払金額を記入してください（金額は店舗や工事事業者が発行した領収書等でご確認ください。）。 なお、領収書が2枚以上ある場合は合算した額となります。
	32	銀行口座は開設しているが通帳は持っておらず、キャッシュカードに	口座を開設している金融機関のアプリやマイページなどで、以下の内容がわかる部分の写しを添付してください。
	33	添付書類は「エアコンの購入・設置が確認できる書類」とあるが、どのようなものを揃えればよいか。	「提出書類確認表」に記載の確認項目をご確認ください。 ・すべての項目が記載された書類が審査に必要です。 ・販売店や工事事業者から受け取ったもので確認項目がわかるものの写しを何点でも提出していただいても構いません。
34	請求書に記載した口座を変更したい。	区での振込手続きが完了していない場合は、口座の変更が可能です。 生活福祉課までご連絡ください。	
35	請求して日数が経つがまだ振り込まれない。審査状況を確認したい。	区に請求書が届いたら内容の審査を行い支給額を決定し、助成金交付額確定通知を送付します。その後、支払い処理をし、指定の口座に振り込みます。	